

【二〇二一年度 学会活動報告】

発足十一年目となる本年度、早稲田大学多元文化学会では、春期に総会・シンポジウムを行い、秋期に学生研究発表会・研究発表会・講演をオンライン形式にて開催した。いずれも、早稲田大学文化構想学部多元文化論系、ならびに本学総合人文科学研究センター「グローバル化社会における多元文化の構築」部門の共催で実施した。

・総会

日時：二〇二一年六月十九日(土) 一二時三〇分～一三時
形式：オンライン開催

第十一回総会を開き、役員が選出された。各委員の構成については、後に示した。

・春期大会

日時：二〇二一年六月十九日(土) 一三時～一五時
形式：オンライン開催

大会シンポジウム「国際日本学の今を考える～教育実践の場から」

報告者：茶谷さやか (National University of Singapore)

マシュー フェルト (University of Florida)

デンニツァ ガブラコヴァ

(Victoria University of Wellington)

ダニエル ポッホ (The University of Hong Kong)

コーデイネイター：パウ・ピタルク (文学学術院准教授)

シンポジウムは、国際日本学コース (JULP) の完成年度を記念して計画され、テーマに基づく報告者の国際日本学教育実践に関する報告、そして報告者と会場によるラウンドテーブルの討論が行われた。

・秋期大会

日時：二〇二一年一〇月三〇日(土) 一三時～一六時三〇分
形式：オンライン開催

第一部 学生研究発表会

報告者：深田慧悟 (異文化受容論ゼミ)

唐雨潔 (漢字漢文化ゼミ)

越川峻行・高山直也・寺崎天悠・任思遜

(現代中国文化論ゼミ)

近藤哲至・中野志保 (ヨーロッパ文化論ゼミ)

アナイス シェン・アーティ プーコット

(Seminar on Japanese Popular Culture and Media)

第二部 研究発表会

発表者：田中亜美

(早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程)

題目：「文献と造像にみる弁才天と仏・菩薩・神の習合―

江島縁起を起点に―」

第三部 講演

講演者：渡邊義浩 (早稲田大学文学学術院教授)

題目：「魏武注『孫子』の思想」

早稲田大学多元文化学会 会則

第一条 名称

本会は、早稲田大学多元文化学会と称する。

第二条 目的

本会は、世界の諸文化の実態を踏まえ、既存の学問の枠組を越えた多元的な視座からなる文化論の構築を实践することを目的とする。そのため、会員の研究成果と問題意識の交流に努めるとともに、会員相互の親睦をはかる。

第三条 事業

本会は、前条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 総会・大会の開催。
- (2) 学会誌等の発行。
- (3) 研究会・研究発表会・講演会等の企画および開催。
- (4) 学生会員・教員会員による研究班活動。
- (5) 早稲田大学文化構想学部多元文化論系卒業生の懇親活動。
- (6) 早稲田大学文化構想学部多元文化論系の授業および教育活動に資する活動。
- (7) その他目的を達成するために、運営委員会が必要と認めた活動。

第Ⅰ部では、多元文化論系の五つのゼミから選出された代表によって、日頃のゼミでの成果報告とゼミ紹介が行われた。

第Ⅱ部では、一般会員による研究発表が行われ、質疑応答では聴衆からの意見も交えて、検討が行われた。

第Ⅲ部では、本年度から論系に加わった渡邊義浩先生による講演が行われた。三国志の曹操が『孫子』に施した注釈と実際の曹操自身の軍事実践を比較検討する興味深いお話に、質疑応答では聴衆からの活発な意見交換が行われた。

*各シンポジウム・報告と講演・研究発表の詳しい内容は、本誌のシンポジウム特集・研究論文、学生研究発表要旨及びゼミ優秀論文要旨に掲載されている。

第四条 会員

本会は、前条までの学会趣旨に賛同し、所定の入会手続きを経た次の者を会員とする。

- (1) 本学会に功労のある者で、運営委員会において推薦された者（「名誉会員」と称する）。
- (2) 早稲田大学文化構想学部多元文化論系に所属する、もしくはかつて所属していた専任教員・助教・助手（「教員会員」と称する）。
- (3) 同論系の在学生（「学生会員」と称する）。
- (4) 同論系の卒業生（「卒業生会員」と称する）。
- (5) 入会を希望する者で、運営委員会において承認された者（「一般会員」と称する）。
- (6) 学会誌の購読を希望する者（「購読会員」と称する）。

第五条 会員の権利

会員は、本学会の事業に参加ことができ、また学会誌の頒布を受けることができる。また、会員のうち、名誉会員、教員会員、学生会員、一般会員は、学会機関誌及び大会等において研究を発表することができる。なお、研究発表については別にこれを定める。

第六条 入会及び退会手続

本会への入会は所定の「入会申込・同意書」を、本会からの退会は所定の「退会申込書」を、個人が提出し、これを運営委員会が承認することをもって手続きとする。

第七条 役員

本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表委員 一名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 学生委員 若干名
- (4) 編集委員 若干名
- (5) 会計監査 二名

第八条 役員任期

役員任期は一年とし、年度初日（当年四月一日）より年度末日（翌年三月三十一日）とする。ただし再任を妨げない。

第九条 役員選出

- (1) 代表委員 運営委員の互選により推薦し、総会において選出を行う。
- (2) 運営委員 教員会員の互選により若干名を選出する。
- (3) 学生委員 運営委員会は、運営に関して学生の意見や要望を反映する目的で、学生会員のうちより若干名の学生委員を選出することができる。
- (4) 編集委員 運営委員が兼任するものとする。同委員長については、同委員の互選により一名を選出する。
- (5) 会計監査 代表委員が二名を嘱任する。但し、総会の承認を必要とする。

第十条 会費

会員別に、次の通り会費を定める。なお、三年以上滞納した者は、退会したものと見做す場合がある。

- (1) 名誉会員 無料
- (2) 教員会員 年額三、〇〇〇円
- (3) 学生会員 無料
- (4) 卒業生会員 年額一、〇〇〇円
- (5) 一般会員 年額三、〇〇〇円
- (6) 購読会員 年額二、〇〇〇円

第十一条 財政及び会計

- (1) 本会の財政は、会員が納入する会費および寄付金等をもって賄い、必要に応じて、請求書・領収証等を発行する。
- (2) 本会の会計は、年度初日をもって開始とし、年度末日をもって終了とする。
- (3) 本会の会計の内容は、総会において報告し、審議の上承認を得る。

第十二条 学会誌

- (1) 本会が発行する学会誌は、年一回発行する。学会誌に対する投稿規程は、別に定める。本会は、他にニューズレター等を刊行することができる。
- (2) 本会が発行する学会誌等は、早稲田大学文化構想学部多元文化論系の授業および教育に活用する。

第十三条 事務局

事務局は、早稲田大学文化構想学部多元文化論系室に置く。

第十四条 会則の改正および修正

本会則の改正および修正は、運営委員会において審議し、総会の承認を得て発効する。

附則

本会則は、二〇一一年六月一日より施行する。

二〇一二年六月二日改正

二〇一七年七月一日改正

以上

早稲田大学多元文化学会 研究発表会に関する内規

一、学会機関誌及び大会等における研究発表資格者は、原則として新制大学院修士課程在籍以上の会員とする。ただし、運営委員会が判断した場合は、その限りではない。

一、秋期開催の研究発表会に応募し、所定の手続きを経て口頭発表を行うことが内定した者が、その年度に刊行される学会誌への論文投稿を望む場合、別途定める締め切りの規程の限りではない。

以上

早稲田大学多元文化学会二〇二二年度 役員一覧

代表委員	井上文則
運営委員	伊川健二、井上文則、小田島恒志、垣内景子、高井詩穂、エドワード・チャン、源貴志、吉原浩人、小田章、金孝珍、藤本庸裕
編集委員	伊川健二（編集長）、井上文則、小田島恒志、垣内景子、高井詩穂、エドワード・チャン、源貴志、吉原浩人、小田章、金孝珍、藤本庸裕
学生委員	小林優太郎
会計監査	小田島恒志、菅野素子*

*：外部委員

執筆者紹介（掲載順）

- 渡邊義浩 文学学術院教授
- 小二田章 文学学術院講師（任期付）
- 吉原浩人 文学学術院教授
- 田中亚美 本学博士後期課程
- 岩崎結衣 佛教大学博士後期課程
- 金 孝珍 文学学術院助手
- 白川太郎 本学博士後期課程
- 藤本庸裕 文学学術院助手
- 岩田 孝 本学名誉教授
- 茶谷さやか シンガポール国立大学（NUS） 歴史学部准教授
- マシュー フェルト 米国フロリダ大学言語文学文化学科准教授
- デンニツァ ガブラコヴァ ヴィクトリア大学ウエリントン
- シニア・レクチャラー
- ダニエル ポツホ 香港大学外国語文化学部日本研究学科准教授
- パウ ピタルク 文学学術院准教授